

◎関税暫定措置法の一部を改正する法

律

(平成二六年一月一九日法律第一一〇号)

一、提案理由(平成二六年一月二四日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 たいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明をさせていただきます。

政府は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、関税制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、牛肉に係る特別セーフガード措置の導入であります。

豪州産牛肉の輸入数量が一定の数量を超えた場合に、適用さ

れる税率を協定により引き下げられた税率から現行の税率に戻す特別セーフガード措置に係る規定等を設けることといたしております。

第二に、飼料用麦に係る関税の撤廃に必要な制度の整備であります。

飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦につきまして、税関の監督のもとで当該用途に使用されることを確保するための制度に係る規定等を設けることといたしております。

第三に、輸入貨物に係る自己申告制度の導入に伴う所要の規定の整備であります。

輸入貨物に関して、輸入者等がみずからオーストラリア産であることを自己申告する制度の導入に伴い、税関が当該輸入貨物の原産国を確認するための手続に係る規定等を設けることといたしております。

(略)

以上が、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い

しくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告

(平成二六年一〇月三一日)

○古川禎久君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、飼料用麦に係る関税の撤廃に必要な制度の整備及び輸入貨物に係る自己申告制度の導入に伴う所要の規定の整備を行うものがあります。

……(略)……
両案は、去る十月二十三日当委員会に付託され、二十四日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

関税暫定措置法の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一〇月二十九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
第九条の二に定める規定の適用に当たっては、税関長の承認要件の明確化を図るとともに、製造工場の経営状況の明確化を図られるよう努めること。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二六年一二月二二日)

○古川俊治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、日本とオーストラリアとの間の経済連携協定の適確な実施を確保するため、オーストラリア産牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う措置の導入及びオーストラリアの原産品であることの確認手続の整備等に關し、所要の改正を行うとするものであります。

……(略)……
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、輸入

関税暫定措置法の一部を改正する法律

二二

貨物がオーストラリア産であることを確認する方法、オーストラリア産飼料用麦の食糧用への横流れ防止措置、不正薬物の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年二月二日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦については、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保する必要があることから、製造工場に対する税関長の承認要件を明確化するとともに、製造等に係る検査を適切に行うよう努めること。

一 輸入者等が自ら貨物の原産性を申告する自己申告制度を初めて導入するに当たっては、税関において、原産性確認手続を適正に行う体制を整備し、手続業務の効率的な運用に努めるとともに、貿易関係者等への制度の丁寧な周知を図ること。また、豪州税関当局から貨物の原産性の事後確認に資す

る情報の提供を求められた場合には、輸出者等の営業秘密の保護等に配慮して対応すること。

一 外国子会社合算税制については、英国ロイズマーケットにおける日本の損害保険会社の再保険業務等への影響にも配慮し、OECDにおける「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトの取組を踏まえ、必要な検討を行うこと。

右決議する。